

第13章 危機管理体制

- 13. 1 人権の保護と教育環境の確保
- 13. 2 学生・教職員の安全の確保と防災対策
- 13. 3 研究活動の適正な推進
- 13. 4 教育関係の規定と大学運営

第13章 危機管理体制

13.1 人権の保護と教育環境の確保

【現状の説明】

- 本学では、教職員が遵守すべき組織倫理に関する規程として就業規則及び服務規程を定めている。就業規則では、「学園も職員も、ともに信義を重んじ、誠意をもって、この規則を守り、明朗な就業環境を確立し、教育の振興と学園の発展を期して努めなければならない」と述べている。服務規程では、「職員は学園の規則・規程を守り、品位を重んじ、業務上の指示・命令に従い、自己の業務に専念し、能率を高め、互いに協力して学園の秩序を維持しなければならない」と述べている。
- 高度情報化社会の急激な進展に伴い、個人情報の保護は社会的にも国際的にもきわめて重要な課題となっている。本学では、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する規程」を定め、高等教育機関としての責務を果たすことを宣言している。
- また、研究に係わる教職員及び学生が遵守すべき基本原則として、「中部大学における研究者の行動規範」を定め、「中部大学の研究者は、基本理念及び研究上の使命に則り、高い倫理意識を持って研究を推進することによって、社会に貢献しうる研究成果をあげていかなければならない」と述べている。この行動規範のもとに、「研究者倫理委員会規程」、「利益相反検討専門委員会内規」、「中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」等が定められている。
- 本学では、各種ハラスメント防止のために、学校法人中部大学ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメントに対する基本理念を策定するとともに、本学に在籍するすべての教職員及び学生が遵守すべきものとして「学校法人中部大学ハラスメントの防止等に関する指針」を定めている。指針では、「本学がいかなるハラスメントも許さず、誰もが人権を尊重し、学業、教育研究及び業務に専念できる環境の確保に積極的に取り組む」ことを宣言している。
- 「不言実行 — あてになる人間の育成 — 」を建学の精神とする本学にとって、最大の危機はステークホルダーの信頼を失うことであり、常日頃から大学の社会的責任（U S R – University Social Responsibility）」を十分に認識しておくことが必要となる。
よって、中部大学危機管理委員会の監修のもとに「職場における行動指針」を策定し、教職員一人ひとりが自主的・自律的にU S Rに取り組んでいる。
- 本学では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「学校法人中部大学行動計画」を策定し、全学的にワーク・ライフ・バランスを推進している。

【点検・評価】

- 就業規則及び服務規程並びにハラスメント防止に関しては、採用時の新任教職員説明会で周知し、遵守することを徹底している。なお、ハラスメント防止に関しては、新任教職員に対する周知のほか、新入生全員にパンフレットを配布している。
- 多様な学生が入学するようになり、本学においても教育現場はもとより、いろいろな場面で学生の対応に苦慮される教職員が多くなっている。このような事情を踏まえ、全教職員のうち希望者を対象として「学生対応に関する研修会」を開催している。
- 各種ハラスメントに対応する機関として「学校法人中部大学ハラスメント対策委員会」が設置され、

相談委員から個別案件を委ねられた場合、第三者機関として、相談委員の報告書に基づきその内容を当事者に開示し、当事者から異議申立を受け、全体の過程を精査し、具体的な措置を決定している。

- ・研究者倫理に関する問題を扱う全学委員会として「研究者倫理委員会」が設置され、関係規程等の審議・作成、問題が生じたときの対応・処理にあたることとなっている。また、教職員への周知方策として、『研究ガイドブック』の配布等を行っている。
- ・組織倫理や研究者倫理に反する行為があると疑われた場合は、各種調査委員会です十分な調査を行った後に、各種委員会委員長が裁定する。その際、学内の諸規定に明らかに抵触する不正行為があったと判断される場合は、法人の懲戒委員会で審議し、理事長が処分に責任を持つこととなっている。

【質保証のための課題と継続的改善・改革のための方策】

- ・組織倫理や研究者倫理に関する主要な学内規程等は概ね定められている。
- ・それらの規程及び関係する委員会は適切に運営され、問題が生じた場合に対応する体制も整備されている。
- ・しかしながら、組織倫理や研究者倫理に関する諸規定および管理運営体制の教職員への周知は、まだ十分とは言えない。教職員の意識を高め、いろいろな問題を未然に防ぐため、教職員への周知、広報活動を更に強めていく。

13.2 学生・教職員の安全の確保と防災対策

【現状の説明】

本学における学生・教職員の安全の確保と防災対策については、大学として危機管理委員会、防災対策協議会等の対応委員会の設置、関係規程等の整備、各種の予防的な対応実施、講演会・研修会等の開催による啓蒙活動等の措置を講じながら対処するとともに、教職員が日頃の安全の確保に努めることにより、学生が安心して学べる教育環境の充実を図っている。

また、教育・研究等が安全に実施されるために、必要な規程等を整備するとともに、講演会・研修会等の開催、安全の手引き・ハンドブック等の作成・配布等を行うことにより学生・教職員の学内外における安全の確保に努めている。

なお、防災対策については、防災対策協議会において、火災予防管理組織編制、自衛消防隊組織、安否確認通報システム、災害発生時の緊急出動要員、防災訓練、防災講演会、備蓄品及び防災用品の整備等における具体的な対応を検討するとともに、今後の課題として、全学的、総合的な防災訓練の実施、緊急地震速報用の機器設置、全学非常用放送設備の整備等を検討することとしている。

【点検・評価】

学生・教職員の安全の確保を考える上では、学生・教職員をまとめて対応する場合と、学生又は教職員に分けて対応する場合と整理が必要であり、さらに、学生・教職員個々の安全を図る対応と、大学としての危機管理対応が必要な場合があることを想定し、安全対策や安全管理のあり方等を含めたきめ細かな対応を考える必要がある。

個々の事項における現状確認と今後の整備等

- ・防災対策関係

防災対策については、消防法及び関係法令等で定められている事項への対応に努めているが、

整備しなければならない事項もある。

一例としては、防災訓練を実施しているが、部分的な訓練となっており、全学的、総合的な訓練を実施する必要がある。

また、建物等の耐震化・免震化等については、大部分の建物が耐震構造（一部免震構造）又は耐震補強が行われている状況にある。ただし、建物の耐震化、免震化改修等には多額の経費が掛かることから計画的に実施している。

さらに、春日井市とは、「災害時における避難所及び広域避難場所に関する協定」を2008年1月17日に締結し、春日井市や地域住民との連携・協働した対応を可能とした。

・研究、実験等に関わる危険物質、危険物等に対する安全対策

本学において研究、実験等を行うに当たっては、様々な化学薬品、危険物質等を使用するが、これらに関しては、関係法令等において様々に取扱いが定められている。

については、放射線・エックス線、研究用微生物、組み替えDNA、実験動物、廃棄物処理、毒物及び劇物、家畜伝染病予防、倫理審査等に関する安全管理や取扱規程は整備してきているが、化学物質、有機溶剤、高圧ガス等に関する安全管理や取扱規程は未整備である。

現在、毒劇物管理及び「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）に対応する「薬品管理システム（Chemico）」の導入を決定し、2012年4月から薬品の一元管理の運用を開始する。

また、実験、実習等を行うに当たっては、危険な実験装置、設備（電気、機械系装置、放射線発生装置、クレーン装置、高圧ガス容器等）を使用することとなり、個々の取扱いは法令等に則り行うとともに、一般的な注意事項については「安全の手引」に掲載しているが、高圧ガス容器に関する安全管理や取扱規程は未整備である。

・その他

学生・教職員の安全確保に関しては、上述の事項以外にも、交通事故を含む不測の事故・事件、留学・海外渡航中の事故、ハラスメント関係、情報セキュリティ関係等の様々な事項への対応が必要となる。

現在の対応は、学生に対する交通安全講習会、留学生への説明会の開催並びに「情報セキュリティ規程」「学校法人中部大学ハラスメントの防止等に関する指針」等の制定を行うとともに、交通事故等への一般的な注意事項を「安全の手引」に掲載しているが、学生・教職員の安全確保には更にきめ細かな対応、啓蒙活動等が必要である。

【質保証のための課題と継続的改善・改革に向けた方策】

本学は、社会的機関として、学生及び教職員の安全を図り、必要な組織倫理を確立し、かつ適切な運営により社会的責務を果たしていく必要がある。

今後も、関係法令や文部科学省通達等において大学で対応すべき事項には適切に対応するとともに、制定すべき諸規定等は当然として、本学の安全対策や安全管理等のあり方、現状等について常に点検・評価を実施し、必要な規程等の制定・整備に努めていく必要がある。

また、安全対策や安全管理等に関する教職員の意識を高め、安全確保と問題発生を未然に防ぐため、各種活動を通じて教職員への周知、広報活動を更に強化する必要がある。

なお、学生に対しては、学生の安全を第一に考え、防災関係、危険物の取扱い、事故の防止等の安全教育を行うとともに、安心して大学生活（講義、実験、実習、課外活動等）が送れるように努めていく

必要がある。

今後の対応・改善事項

・防災対策

全学的、総合的な防災訓練の実施、緊急地震速報用の機器設置及び全学非常用放送設備の整備、装置・備品等の耐震化固定等について早急に対処するとともに、建物、設備（窓ガラス）等の計画的な耐震化対策の推進が必要である。

また、火災予防としての講演会・研修会の開催等による災害対策への心構えの構築・向上を図っていく必要がある。

・研究、実験等に関わる危険物質、危険物等に対する安全対策

本学において使用・利用する危険物質、危険物等については、法令等に則り安全な管理及び使用する教職員・学生の安全を図る必要がある。

については、管理規程が未整備の化学薬品管理及び高圧ガス容器管理の安全管理規程を早急に整備するとともに、新規使用者等へ安全教育を実施する必要がある。

・その他

本学においては「安全の手引」を作成し災害時の対応等についてまとめているが、今後も法令等を遵守し、本学の実情に即した災害対応マニュアル等の整備を行っていく必要がある。

また、キャンパス内の「安全管理」、「環境保全」、「環境測定」等を総合的に検討・管理する専門的な組織の設置を検討する必要がある。

(参考資料) 安全のための対応状況、関係規定等

○防災（火災、地震等）対策

・規程等の整備

「防火・防災管理規程」の制定（2010.2.17、2011.4.1改正）

2009年6月の消防法の改正に伴い従来の防災管理規程を改定

防火・防災管理委員会の設置

「防火・防災管理委員会の専門部会に関する細則」の改正（2010.2.17）

・防災対策協議会（2002年6月～）の開催（2011年度9回開催）

2011.4.21、5.19、6.16、7.21、9.15、10.20、11.17、12.15、2012.1.19、3.15

・防災訓練プロジェクト会議の開催（2011年度6回開催）

2011.8.1、10.25、11.7、11.17、11.22、12.15

・防災訓練（緊急地震速報を用いた避難訓練）の実施（年1回実施）

2011年11月30日

・災害発生時の緊急出動要員打合せ会（2006年2月～）の実施（年1回開催）

2011年5月19日

・安否確認通報システムの導入（2003年度～）

運用訓練の実施：2011年6月29日

・防災講演会の開催

2011年10月5日

・自衛消防隊組織の再編成

・「安全必携・地震防災ハンドブック」及び「安全の手引」の作成・配布

- ・建物等の耐震、免震化対策並びに設備等の耐震化対策
- ・実験装置、備品等の耐震固定化対策
- ・建物等、消防設備等の自主検査の実施
 - 建物等、消防設備等の自主検査チェック表に基づき自主検査
- ・備蓄品の備蓄及び防災用品の整備並びに学内業者との協力体制の構築
- ・A E D（自動対外式除細動器）の設置及び取扱講習会の開催（2007年6月）
- ・「災害時における避難所及び広域避難場所に関する協定」
 - 春日井市と「災害時における避難所及び広域避難場所に関する協定」を2008年1月17日に締結し、春日井市や地域住民との連携・協働した対応を可能としている。

○台風、突風、大雨による風水害等緊急時への対策

- ・台風情報等を踏まえた休講等の迅速な対応（2011.10.18の台風15号対応）
- ・ホームページ及び安否確認通報システムの活用（2011.10.18の台風15号対応）

○交通事故（学内、学外）対策

- ・学生通学問題対策委員会・交通安全委員会の開催
 - 2011年8月5日（自家用車の業務使用、大学構内通行の安全対策）
- ・交通安全講習会の開催（2011.6.1、6.15、6.22）
- ・「安全の手引き」への記載

○危険な物質等を取り扱う場合の対応等

- ・放射性同位元素
 - 放射線障害予防規程（2001.8.1制定、2006.6.16改正）
- ・研究用微生物
 - 研究用微生物安全管理規程（2006.4.1制定）
- ・組換えDNA
 - 組換えDNA実験規程（2001.4.1制定、2007.4.1改正）
- ・実験動物
 - 動物実験取扱規程（2007.4.1制定）
- ・毒物及び劇物
 - 毒物及び劇物管理規程（2009.4.1制定）
- ・化学薬品等
 - 毒劇物及びP R T R法に対応するために「薬品管理システム（Chemico）」を導入（2012.4～）し、薬品の一元管理を行うこととしている。
- ・家畜伝染病予防
 - 家畜伝染病発生予防規程（2011.10.1制定）
- ・廃棄物処理
 - 廃棄物処理取扱規程（2006.4.1制定、2007.4.1改正）
- ・倫理審査に関する安全管理
 - 倫理審査委員会規程（2006.4.1制定、2011.10.19改正）
 - 倫理委員会迅速審査委員会細則（2011.10.19制定）

倫理審査委員会業務手順書（2010.9.24制定）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程（H18.4.1制定）

○実験装置等を取り扱う場合に危険防止が必要な事項

- ・電気装置
- ・機械装置
- ・高圧装置、高圧ガス容器（ボンベ）
- ・高温低音装置
- ・高エネルギー装置
- ・ガラス器具
- ・レーザー光発生装置
- ・放射線・X線発生装置
- ・その他

○その他（学生）

- ・クラブ、サークル等活動中、留学、海外渡航中の事故
- ・飲酒、防犯、傷害、痴漢等対策
- ・学生が不祥事を起こした場合

○その他（教職員）

- ・出張、海外渡航中の事故
- ・教職員が不祥事を起こした場合

○その他（学生及び教職員）

- ・ハラスメント（アカハラ、セクハラ、パワハラ）対策
学校法人中部大学ハラスメントの防止に関する指針の制定（2009.4.1制定、209.11.17改定）
- ・情報セキュリティ対策（個人情報の流出等対応）
情報セキュリティ規程の制定（2009.4.1）
- ・危機管理委員会の設置（2007.4.18）
危機管理の基本方針、危機管理対策、緊急時における対策等を審議する。
「職場における行動指針」を策定した。
- ・インフルエンザ情報、光化学スモッグ情報等への対応

○大学における研究、実験等に係る安全に関する関係規程等一覧

- ・防火・防災管理規程（2010.2.17制定、2011.4.1改正）
- ・防火・防災管理委員会の専門部会に関する細則（1998.4.1制定、2010.2.17改正）
- ・研究用微生物安全管理規程（2006.4.1制定）
- ・家畜伝染病発生予防規程（2011.10.1制定）
- ・家畜伝染病病原体取扱要領
- ・組換えDNA実験規程（2001.4.1制定、2007.4.1改正）
- ・動物実験取扱規程（2007.4.1制定）
- ・毒物及び劇物管理規程（2009.4.1制定）

- ・放射線障害予防規程（2001.8.1制定、2006.6.16改正）
- ・放射線安全委員会規程（2001.8.1制定、2006.6.16改正）
- ・アイソトープセンター放射線障害予防規程（2006.6.16制定、2010.9.27改正）
- ・アイソトープセンター放射線安全委員会規程（2006.6.16制定）
- ・応用生物学部放射線障害予防規程（2006.6.16制定）
- ・応用生物学部放射線安全委員会規程（2006.6.16制定）
- ・工学部エックス線障害予防規程（2002.4.1制定、2010.10.20改正）
- ・工学部エックス線安全委員会規程（2002.4.1制定、2010.10.20改正）
- ・工学部エックス線装置取扱要領（2002.4.1制定）
- ・生命健康科学部線エックス線障害予防規程（2006.4.1制定、2010.10.20改正）
- ・生命健康科学部エックス線安全委員会規程（2006.4.1制定、2010.10.20改正）
- ・廃棄物処理取扱規程（2006.4.1制定、2007.4.1改正）
- ・倫理審査委員会規程（2006.4.1制定、2011.10.19改正）
- ・倫理委員会迅速審査委員会細則（2011.10.19制定）
- ・倫理審査委員会業務手順書（2010.9.24制定）
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程（2006.4.1制定）
- ・情報セキュリティ規程（2009.4.1制定）
- ・情報セキュリティ委員会規程（2002.6.19制定、2011.4.1改正）
- ・情報セキュリティ専門委員会内規（2005.5.9制定、2007.4.1改正）
- ・学校法人中部大学ハラスメントの防止に関する指針（2009.4.1制定、2009.11.17改定）

○大学における研究、実験等に係る安全等に関する委員会等一覧

危機管理委員会

防火・防災管理委員会

防災対策協議会

倫理審査委員会

バイオセーフティ委員会

組換えDNA実験安全委員会

動物実験委員会

廃棄物等処理対策委員会

放射線安全委員会

アイソトープセンター放射線安全委員会

応用生物学部放射線安全委員会

工学部エックス線安全委員会

生命健康科学部エックス線安全委員会

情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ専門委員会

学生通学問題対策委員会

交通安全委員会

ハラスメント対策委員会

その他大学における研究、実験等に係る安全に関わる法律等一覧

- ・消防法
- ・火薬類取締法
- ・高圧ガス取締法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・環境基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・振動規制法
- ・放射性同位元素等による放射線障害の予防に関する法律
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- ・大学等における動物実験について（文部科学省通知）
- ・家畜伝染予防法
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・海洋汚染防止法
- ・下水道法
- ・廃棄物処理法
- ・労働安全衛生法
- ・農薬取締法
- ・薬事法
- ・食品衛生法

13.3 研究活動の適正な推進

【現状の説明】

本学では、教職員が遵守すべき組織倫理に関する規程として就業規則及び服務規程を定めている。就業規則では、「学園も職員も、ともに信義を重んじ、誠意をもって、この規則を守り、明朗な就業環境を確立し、教育の振興と学園の発展を期して努めなければならない」と述べている。服務規程では、「職員は学園の規則・規程を守り、品位を重んじ、業務上の指示・命令に従い、自己の業務に専念し、能率を高め、互いに協力して学園の秩序を維持しなければならない」と述べている。

また、研究に係わる教職員及び学生が遵守すべき基本原則として、下記の「中部大学における研究者の行動規範」を定めている。

中部大学における研究者の行動規範

中部大学における研究者の行動規範中部大学は、「『不言実行、あてになる人間』を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果をあげ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献する。」ことを基本理念としている。特に研究上の使命として、「社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献す

る。」ことを謳っている。中部大学の研究者は、この基本理念及び研究上の使命に則り、高い倫理意識を持って研究を推進することによって、社会に貢献しうる研究成果をあげていかなければならない。一方、近年、国内外において、研究活動や研究費の使用に関して研究者の倫理に悖る行為が問題となっており、研究者が自ら高い倫理意識を持って研究を推進すると同時に、研究機関も責任ある対応をしていくことが強く求められている。上記の認識のもとに、中部大学は、研究の自由と研究者の自主性を尊重しつつ、適正な研究活動が推進できるように、以下の研究者の行動規範を策定する。

1. 本学の研究者は、自らが生み出す研究成果の質を保証する責任を有するとともに、その研究成果を通して環境と調和した人間社会の持続的発展に貢献する責任を有する。
2. 本学の研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立つことを自覚し、誠実に公正な研究の推進に努めるとともに、常に自らの専門知識や研究能力の向上に努める。
3. 本学の研究者は、自らの研究の意義と成果を積極的に公開して、対外的な説明責任を果たすとともに、社会との対話・連携に努める。
4. 本学の研究者は、自らの研究を遂行するにあたって、データの捏造や盗用等の研究活動の不正行為、及び研究費の不適切な使用の問題が生じないように、法令や関係規則を遵守しつつ、適正な活動を行う。また、他の研究者や大学関係者と連携しつつ、責任ある研究の実施と不正行為等の防止を可能にする研究環境の整備や質的向上にも努める。
5. 本学の研究者は、学内で不正行為等の疑いがある場合は、申し立て窓口に申し立てを行うことができる。その際、大学側は申し立て者及び調査対象者の人権や機密保持に十分な配慮をする。なお、不正行為等に関係する手続き、調査、処置については別に定める。
6. 本学の研究者は、他者の研究成果に対する正当な評価、実験対象の動物等の適正な取り扱いに努め、社会からの高い信頼を得るようにする。
7. 中部大学は、研究者倫理委員会を置いて、研究者倫理に関する様々な問題を審議し、必要な対応措置をとる。

【点検・評価】

上記の行動規範のもとに、「研究者倫理委員会規程」、「利益相反検討専門委員会内規」、「中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」等を定めている。

研究者倫理に関する問題を扱う全学委員会として「研究者倫理委員会」が設置され、関係規程等の審議・作成、問題が生じたときの対応・処理にあたることとなっている。また、教職員への周知方策として、説明会の実施、全職員への「研究ガイドブック」の配布等を行い周知している。

組織倫理や研究者倫理に反する行為があると疑われた場合は、調査委員会で十分な調査を行った後、学長が裁定する。不正行為があったと判断された場合は、法人の懲戒委員会で審議し、理事長が処分に責任を持つこととなっている。

学内において多くの実験を計画し実施しているが、その際の安全を確保するため、また、適正な実施を図るために、「中部大学動物実験指針」、「中部大学組換えDNA実験規程」、「中部大学研究用微生物安全管理規程」、「中部大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程」、「中部大学放射線障害予防規程」、「中部大学廃棄物処理取扱規程」等の指針や規程を定め、その徹底を図るとともに細心の注意を払って安全を確保している。本学の各学部の研究活動を実施する上では、一通りの諸規定は整備されている。

【質保障のための課題と継続的改善・改革に向けた方策】

今後更に外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の規程の整備、ガイドブック作成を進めていく（2012年12月末まで）。また、カルタヘナ法、及び名古屋議定書に関するセミナーを2012年11月に開催し周知を図る。

13. 4 教育関係の規定と大学運営

【現状の説明】

本学は、「不言実行、あてになる人間」を建学の精神とする学校法人中部大学が、その目的を達成するために設置しており、教育基本法、学校教育法等に基づき、学則、大学院学則を定め、学生、大学院生等の入学から卒業・修了までの教育を行っている。

本学においては、学部及び大学院研究科における教育関係の重要事項を審議する組織として大学協議会を置き、学部及び大学院研究科の教育に係る重要事項等を審議する組織として、それぞれ教授会及び研究科委員会を置いている。

また、大学院の整備充実方策等を審議する大学院委員会、教育職員の採用等を審議する人事審議会、学部及び大学院の教育実施に係る事項を審議する教務委員会等の委員会を設置して、教育に係る適切な運営を行っている。

学部及び大学院研究科の教育目的を教育課程の編成等に具体化し、これを実践するための時限的な組織として大学教育改革推進委員会を設け、本学の建学の精神、基本理念、教育上の使命・目的の実現に向けて、「新教育改革」に関する検討を行い、新しい卒業要件、進級要件、履修上限を定めるとともに、従来の教養教育を見直した「全学共通教育」を実施している。

なお、学部教育・大学院教育に直接関わる様々な通達・通知（法令改正を含む）等に対しては、法令遵守を基本に適切に対処している。

【点検・評価】

・学校法人中部大学について

学校法人中部大学は、教育基本法、学校教育法、私立学校法等大学教育関連法令等に則り、寄附行為、管理運営規則等を定め、適切な運営に努めている。

・中部大学について

本学は、教育基本法、学校教育法、その他大学教育関連法令等に則り、学則、大学院学則等を定め適切な教育・研究・社会貢献等の活動に努めるとともに、大学協議会、大学院委員会、教務委員会、各学部教授会・研究科委員会等において大学に関わる諸事項等を審議し、大学の管理運営を適切に行っている。

また、学則、大学院学則等については、学部、学科の新設・改組等に際して適宜改定してきている。（組織の新設・改組は、12. 1. 1の項を参照）

・教育体制、組織の改編対応について

本学は、高等教育機関として社会的使命を果たすと同時に、時代の要請、学生のニーズ等にあわせて教育体制、カリキュラム、組織等の改編を行っており、それに伴う規程等の整備も適宜行っている。

・教育の質確保について

大学を設置・運営するにあたっては、教育関連の法令等により、学生数（入学定員、収容定員）、

教員数（収容定員に対する法定定員）、教室等設備、実験・実習施設、蔵書数等について基準が設けられている。

本学においては、時代の趨勢に合わせて、学部・学科の増設・改編、入学定員の改定等を適宜行うとともに、教育施設等の充実に努めており、それに伴う、教育体制等もあわせて整備・強化し、質の高い授業の実施等を図っている。

【質保証のための課題と継続的改善・改革に向けた方策】

本学は、現在、7学部（29学科）、5研究科（14専攻）からなる総合大学として、約1万名の学部学生、大学院学生の教育・研究を担っており、教育の質の向上に向けた更なる発展を目指して、教育体制・組織の充実を図り、総合大学として機能的な運営を図っていく必要がある。

については、大学と法人の連携、本部と部局の連携、各種委員会の役割と構成の機能強化を図り、更なる大学運営の効率化を図っていく必要がある。

（参考資料）大学教育に関連する法律等と本学における教育関係の規程等

○大学教育に関連する法律等

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・私立学校法
- ・私立学校振興助成法
- ・私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）
- ・大学の教員等の任期に関する法律
- ・私立学校法施行令
- ・学位規則
- ・学校教育法施行令
- ・学校教育法施行規則
- ・大学設置基準
- ・大学院設置基準
- ・学校法人会計基準
- ・学校図書館法
- ・図書館法
- ・学校保健安全法
- ・学校施設の確保に関する政令
- ・社会教育法
- ・生涯学習の復興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
- ・障害者基本法

○本学における教育関係の規程等

- ・学則
- ・学則施行細則

- 大学院学則
- 大学院学則施行細則
- 大学協議会規程
- 大学院委員会規程
- 教務委員会規程
- 大学教育改革推進委員会規程
- ※ 各学部、研究科等の教授会、研究科委員会規程等